

大阪府医師信用組合

「新型コロナウイルス感染拡大に伴う支援融資制度」一部改定のご案内

令和2年4月15日

大阪府医師信用組合では、令和2年3月より新型コロナウイルス感染症の流行による受診抑制が懸念される医療法人および個人開業医の資金繰りに応える、支援融資制度の取扱を開始いたしましたが、このたびの情勢を鑑み、限度額、期間につきまして改定を行ないましたのでお知らせいたします。
”いししん”は今後も、大阪府医師会員の医業経営をご融資でサポートし積極的な支援に取り組んでまいります。

	改定前	改定後
融資対象者	新型コロナウイルス発生による一時的な業況悪化から、資金繰りに支障をきたしている大阪府医師会A会員の方。（診療所を経営する医療法人・個人開業医）	
限度額	1,000万円	3,000万円
利率	年1% 固定金利	
期間	5年以内 (完済時年齢 満75歳以下)	7年以内 (最長2年間の元金返済据置可。 完済時年齢 原則満75歳以下<要相談>)
担保 融資手数料 繰上返済手数料	不要	
連帯保証人	医療法人名義でお申込の場合：理事長 個人名義でお申込の場合：医院専従者である配偶者	
申込時の 必要書類	詳しくはお問い合わせください。	
お問い合わせ先	大阪府医師信用組合 本店 融資課 融資お問い合わせ専用番号:0120-947-604 (営業時間:9:00~17:00。土・日・祝は休み)	